

オーストラリア グリーンペーパー（2008年7月16日公表）概要

平成20年 7月28日掲載

平成20年10月31日修正

環境省市場メカニズム室

期間設定	当初は2010年から2015年まで。その後も継続予定。
対象ガス	● 京都議定書で規定されている全ての温室効果ガス（CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O、SF <sub>6</sub> 、HFCs、PFCs）
割当総量	● 炭素汚染削減計画（Carbon Pollution Reduction Scheme）に従って今後決定される予定。
対象とカバレッジ	● 対象となるのは約1000社。オーストラリアの排出量の75%をカバー。原則、25,000 CO <sub>2</sub> -e トン（二酸化炭素換算トン）以上を年間排出する施設を対象。 上流割当－固定発生源部門のうち小口排出者向け燃料供給者、運輸部門 下流割当－固定発生源部門のうち年間25,000 CO <sub>2</sub> -e トン以上排出する直接排出者、 －ガス漏洩分（石油やガスの抽出・加工過程などにおける排出）のうち年間25,000 CO <sub>2</sub> -e トン以上排出する直接排出者、 －工業プロセス（燃料の燃焼を除く化学反応による排出。SF <sub>6</sub> 、HFCs、PFCsを含む）のうち年間25,000 CO <sub>2</sub> -e トン以上排出する直接排出者、 －廃棄物部門のうち直接排出者（裾切基準は未定）。
排出枠の割当方法	● 徐々に有償割当が100%になるよう移行する予定。 ● 無償割当は、排出量が多く国際競争に晒されている産業と、石炭を使用する産業など、排出量取引制度によって強く影響を受ける産業に対して行われる。最高で割当総量の30%まで。農業を含まない場合は、20%まで。
遵守評価	● 遵守期間は7月1日から翌年6月30日まで（会計年度と同じ）。 ● 10月31日が排出量データ提出の最終期日、12月15日が前年度の排出枠の提出期限。これ以降の提出は認められない。排出枠の不足があった場合は適切な処置が適用される。
ペナルティ	● 目標設定参加者がその排出量を下回る排出枠の提出しか行わなかった場合、行政処分が課される。 ● 処分内容としては、排出枠の上限価格の設定（市場価格よりも低い上限価格で排出枠を提出させる）が考えられる。

モニタリング・算定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 目標設定参加者は、自己の排出量を監視し、排出量を報告し、かつ報告したデータが真正であることを文書によって保証する必要がある。</li> <li>● 排出量のモニタリングと算定に関しては、国家温室エネルギー報告制度 (The National Greenhouse and Energy Reporting System; NGERs) によって定められた方法が可能である。</li> </ul>
排出量の検証方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出量の検証は NGERs とリンクして行われ、オーストラリア政府の会計審査・保険基準委員会 (Auditing and Assurance Standards Board) が基準を設定する。</li> <li>● 125,000 トン以上の CO<sub>2</sub>-e を排出する排出者は年次排出量報告書を政府に提出する前に、認定を受けた独立した第三者機関に保証してもらう必要がある。</li> <li>● 独立した規制機関が提出された排出量データの監査を行う。規制機関は年次排出量報告書を過去 4 年間に遡って検査する権限を持つ。</li> </ul>
登録簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 独立した規制機関を設立し、この機関が登録簿の管理を行う。</li> </ul>
費用緩和措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上限価格の設定、無制限のバンキング、短期の制限付き (次期排出枠の 5%以内) ポローイングを認める。</li> </ul>
外部クレジットの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 京都メカニズムクレジットの活用を認める。</li> <li>● 2010-2011 年から 2012-2013 年の間、AAU は認められないが、ERU (JI)、RMU (吸収源)、CER (CDM) は認められる。</li> <li>● ただし、森林に関連する tCER と ICER は例外。</li> </ul>
国際競争下にある業種への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出者の生産量を基準とした無償割当を各遵守期間の初めに行う。</li> </ul>

その他、家庭への補助として、炭素汚染削減計画によって政府に集められたお金は、すべてオーストラリアの家庭と事業者の補助に使われる。家庭への補助としては、税と補助金による援助を増加させる。

- ・ 年金受給者、介護人、高齢者、退職金受給者へ対する補助金
- ・ 低所得者に対する税と補助金
- ・ 中所得者に対する補助
- ・ 補助金の毎年の見直し
- ・ エネルギー効率化政策の導入に伴い、エネルギー削減とエネルギー代節約のために追加的な援助と、消費者が省エネへ向けて実際に行動を起こすことを促すための情報提供を行う。

以上